

集積所はごみ捨て場ではなく 一時保管場所です。

自分の家の前が集積所だったらという気持ちを忘れずに、町内のみなさんできれいにするよう心がけましょう。



みだりに廃棄物を捨てると五年以下の懲役
又は一千万円以下の罰金が課されます。

A person who dump garbage unlawfully shall be punished with imprisonment or a fine or to both.